



埼玉県報

第 2718 号
平成 27 年(2015 年)
7 月 31 日
金曜日

目次

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 大宮警察署等統合庁舎新築工事に関する入札公告（入札課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国する指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 平成 27 年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施（保健医療政策課）

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道日高川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道日高川島線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 15 循環器・呼吸器病センター新館（仮称）建築工事に関する入札公告（入札課）
- 埼玉県立がんセンターの画像誘導手術支援システムの調達に関する入札公告(がんセンター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

様式第三十五号を次のように改める。

様式第35号

<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">第 号から 年度 第 号まで</p> <p style="text-align: center;"><u>収納金原符</u></p> <p style="text-align: center;">埼玉県企業局</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">原 票</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td colspan="4">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td colspan="4">目</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="5">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p> </td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	原 票						第 号	年度	会計				款	項	目				納入者	(住所) (氏名) 様					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>						金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	<p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>						摘要						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">収 納 済 通 知 票</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td colspan="4">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td colspan="4">目</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="5">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p> </td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	収 納 済 通 知 票						第 号	年度	会計				款	項	目				納入者	(住所) (氏名) 様					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>						金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	<p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>						摘要						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">領 収 書</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">第 号</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td colspan="4">会計</td> </tr> <tr> <td>款</td> <td>項</td> <td colspan="4">目</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="5">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> <p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名 印</p> </td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">この領収書は大切に保存しておいてください。</p>	領 収 書						第 号	年度	会計				款	項	目				納入者	(住所) (氏名) 様					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>						金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	<p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名 印</p>						摘要					
原 票																																																																																																																																																															
第 号	年度	会計																																																																																																																																																													
款	項	目																																																																																																																																																													
納入者	(住所) (氏名) 様																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>						金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																						
<p>ただし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>																																																																																																																																																															
摘要																																																																																																																																																															
収 納 済 通 知 票																																																																																																																																																															
第 号	年度	会計																																																																																																																																																													
款	項	目																																																																																																																																																													
納入者	(住所) (氏名) 様																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>						金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																						
<p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名</p>																																																																																																																																																															
摘要																																																																																																																																																															
領 収 書																																																																																																																																																															
第 号	年度	会計																																																																																																																																																													
款	項	目																																																																																																																																																													
納入者	(住所) (氏名) 様																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>十億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> </table>						金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																
金額	十億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																						
<p>ただし</p> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">企業出納員 氏 名 印</p>																																																																																																																																																															
摘要																																																																																																																																																															

(各片とも日本工業規格A列6)

- 備考 1 番号は、年度間を通じ一連番号とすること。
- 2 書損又は毎年度使用した残紙は、表紙に不用枚数又は書損枚数を記載し、不用印又は取消印を押し、切り離さないでおくこと。
- 3 毎年度の使用枚数が少ない場合は、1及び2にかかわらず1冊を年度を超えて使用することができる。

様式第45号 (1)

企業局送金案内書

會計名			
金額	十億	千	百
		十	万
		千	百
			十
			円
債権者等住所氏名	〒		
		番地	
		号	
		様	
		※支払通知年月日	※支払通知番号

送金通知書と照合して債権者に支払ってください。

銀行 支店

銀行 支店 御中

(87mm×202mm)

様式第四十五号(一)を次のように改める。

様式第45号 (2) を次のように定める。

様式第45号 (2)

会 計 名		左記の金額を、この通知書と引き換えに下記の支払場所 においてお受け取りください。 (運転免許書等の提示を求められることがあります。)													
金 額	十 億	千 百	十 万	千	百	十	円	企業出納員			印				
	千										
債権者等住所氏名								番 地		号		
支 払 内 容		支 払 場 所		検 印		係 印				
.....		銀行 支店				
※支払通知年月日		※支払通知番号		支払済印				

送 金 通 知 書
(裏面を御覧ください。)

(87mm×202mm)

(裏面)

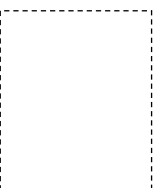
領 収 書		営 業 に 関 する も の で 受 領 金 額 が 3 万 円 以 上 の も の は 収 入 印 紙 を お 貼 り ください。	
表記の金額を領収しました。		④	
年	月	日
住 所		
氏 名		⑤	
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が氏名を 自署することにより押印を省略できます。)			

- 注 意 事 項
- 1 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を記入して印を押し、(印章は、請求書ごと。)支払場所に提出し、現金を受領してください。受取人が法人であるときは、代表者のお名前、ある人が記名押印してください。表紙の送金通知書の発行の日から1年を過ぎません。(その場合は、発行機関連して本人以外の方は受領する場合は、債権者の委任状を添付してください。)
 - 2
 - 3

様式第46号 (2) を次のように定める。
様式第46号 (2)

口座振込通知書

会計名		問合せ課所名								
金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	振込先									
	銀行 農協						支店 支所			
預金 種目	1	普通		口座 番号						
	2	当座								
支払 内容										
通知年月日										
※裏面を御覧ください。										



.....
.....

番地

.....様

豊
潤
子
さ
ね
様

[]
[]
[]
[]
[]

(101mm×148mm)

(裏面)

表面首標金額をあなたの預金口座に
振り込みましたので通知します。
(企業出納員氏名)

附 則

- 1 この規程は、平成二十七年八月一日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公営企業財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生（男子及び女子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

（男子）平成二十七年八月一日（土）から十一月三十日（月）まで

（女子）平成二十七年八月一日（土）から九月八日（火）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成二十八年三月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十七年八月二十日（木）（男子）

平成二十七年八月二十一日（金）（男子）

平成二十七年八月二十三日（日）（男子）

平成二十七年八月二十四日（月）（男子）

平成二十七年九月四日（金）（男子）

平成二十七年九月五日（土）（男子）

平成二十七年九月六日（日）（男子）

平成二十七年九月七日（月）（男子）

平成二十七年九月二十五日（金）（女子）

平成二十七年九月二十六日(土)(女子)
平成二十七年九月二十七日(日)(女子)
平成二十七年九月二十八日(月)(男子)
平成二十七年九月二十九日(火)(男子)
平成二十七年十月三日(土)(男子)
平成二十七年十月四日(日)(男子)
平成二十七年十一月十九日(木)(男子)
平成二十七年十一月二十日(金)(男子)
平成二十七年十一月二十一日(土)(男子)
平成二十七年十一月二十二日(日)(男子)
平成二十七年十二月七日(月)(男子)
平成二十七年十二月八日(火)(男子)
平成二十七年十二月十日(木)(男子)
平成二十七年十二月十一日(金)(男子)

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊朝霞駐屯地
埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七
陸上自衛隊大宮駐屯地
埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地
航空自衛隊入間基地
埼玉県熊谷市拾六間八百三十九番地
航空自衛隊熊谷基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部(埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三)及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
(電話〇四八―六五一―二四二〇)
ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
(電話〇四―二九二三―四六九一)

- ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
(電話〇四八―四六六―四四三五)
- ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
(電話〇四八―五二二―四八五五)
- ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所
(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人 D A I J O B U

（変更後） 特定非営利活動法人 An Intelligent Life

三 代表者の氏名

横山 紘一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字川寺七百四十五番地三

五 定款に記載された目的

（変更前） この法人は、近代（資本主義、機械的な組織・運営など）の行き詰まりを認識する方々に対し、自然・生命に関する体験・知識を提供することにより、近代と自然・生命との調和が取れた、本来の知性・生命力を発揮できる、大丈夫な生活・仕事を創造していくことを目的とする。

（変更後） この法人は、近代（資本主義、機械的な組織・運営など）の行き詰まりを認識する方々に対し、自然・生命に関する体験・知識を提供することにより、近代と自然・生命との調和が取れた、本来の知性・生命力を発揮できる、Intelligentな生活・仕事を創造していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

大宮警察署等統合庁舎新築工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目191番10及び197番7

(3) 工事期間

契約確定の日から平成29年10月31日（火）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

老朽、狭あい化が著しく、耐震性が十分でない大宮警察署庁舎及び科学捜査研究所庁舎並びに警察本部内の鑑識課を移転統合した警察施設の整備を行う。

イ 規模及び構造

敷地面積 11,000.77㎡

(7) 庁舎棟

鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建て、延べ面積 12,140.24㎡

(4) 車庫・倉庫棟1

鉄骨造、2階建て、延べ面積 2,608.82㎡

(7) 車庫・倉庫棟2

鉄骨造、平屋建て、延べ面積 720.00㎡

ウ 工事内容

建築工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成8年5月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成27年4月1日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成26年10月1日施行。以下「低入札要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成26年5月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成27年7月31日（金）から同年9月3日（木）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話048-832-0110（内線2277） ファクシミリ048-831-8626

イ 受付期間

平成27年7月31日（金）午前9時から同年8月13日（木）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成27年9月4日（金）までに郵便又は宅配便により上記4(1)アの提出先に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格

確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年8月13日（木）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年8月14日（金）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成27年8月18日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成27年8月25日（火）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名及び説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年8月10日（月）午後3時まで（郵送の場合は、同年8月7日（金）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年8月12日（水）までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得たものは、この限りではない。

(2) 入札書の提出期間

平成27年8月31日（月）午前9時から同年9月2日（水）午後5時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)のとおりとする。

(4) 開札日時

平成27年9月3日(木)午前9時

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年9月1日施行)(第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成24年度及び平成25年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(6)ウただし書に該当する者にあつ

ては、手続開始決定日以降のもの) であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成17年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積6,000㎡以上かつ階数4階建て以上の建築物の新築、改築又は増築の工事（増築の工事にあつては、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。また、その他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成17年4月1日から本件入札の公告日までの間に、階数3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築の工事（増築の工事にあつては、増築部分の階数が3階建て以上のものに限る。）を元請として完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、1棟の建築物で延べ面積3,000㎡以上かつ階数3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築の工事（増築の工事にあつては、増築部分の延べ面積が3,000㎡以上のものに限る。）において、全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5,000万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以

下「追加技術者」という。) 1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者(追加技術者を含む。以下同じ。)は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所(建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。)の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ 経常建設共同企業体でないこと。

ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、特定企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話048-832-0110（内線2277） ファクシミリ048-831-8626

イ 依頼書提出期間

平成27年7月31日（金）午前9時から同年8月31日（月）午後5時まで

ウ 納付期限

平成27年9月2日（水）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

イ 提出期限

平成27年9月2日（水）午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記(4)ア(ウ)にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(4)ア(ウ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(7) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成27年9月2日（水）午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和

27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)

との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記

(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成27年10月30日(金)までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。ただし、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

なお、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

16 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(2)ウにあつては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

17 支払条件

(1) 前金払

する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)

ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

18 現場説明会

開催しない。

19 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者には、入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にとっては、郵送等）で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

キ 談合その他不正行為があったと認められる入札

ク 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ケ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

コ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

- (7) 入札者の押印のないもの
- (4) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
- (9) 押印された印影が明らかでないもの
- (5) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (8) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (7) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (7) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

サ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction of a New Omiya District Police Station and Government Complex

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. August 3 (Monday) until 5 p.m. August 13 (Thursday)

(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. August 3 (Monday) until 5 p.m. August 14 (Friday)

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. August 31 (Monday) until 5 p.m. September 2 (Wednesday)

(5) Date and Time of Bidding

September 3 (Thursday) at 9:00 a.m.

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
はらしまクリニック	医療法人 シュヴ アルベ	秩父市別所四七五―七	平成二十七年五月 一日
たなか内科・循環器内科クリニック レース	医療法人社団 グ	草加市西町一〇二― 一 コンフォートTK 一階	平成二十七年五月 一日
かわぐち泌尿器・ 内科クリニック	川口 真琴	三郷市采女一―二三八 ―一	平成二十七年六月 十日
太田マタニティク リニック	医療法人 埼玉愛 育会	狭山市広瀬東三―二七 ―三七	平成二十六年五月 一日
医療法人社団医療法人社団 こもれび まつおもれび か眼科クリニック	医療法人社団 保科 玲子	朝霞市溝沼一〇五八― 二	平成二十七年五月 一日
玲子内科クリニック	保科 玲子	新座市栗原五―一二― 一七 二F	平成二十七年七月 六日
ひだかむさしのも りクリニック	医療法人 弘心会	日高市大字上鹿山二三 ―一	平成二十七年七月 一日
医療法人社団医療法人社団 真昭会 あずま在昭会 宅クリニック	医療法人社団 真 川口市坂下町四―五一 ―一	新座市野火止五―二― 三五 二F	平成二十七年七月 一日
新座駅前耳鼻咽喉 科	田部 哲也	新座市野火止五―二― 三五 二F	平成二十七年七月 二日

新三郷薬局	えがお薬局 秩父株式会社	ハロー薬局 久喜株式会社	田口歯科医院	なでし子歯科	松村歯科医院	中青木歯科医院	雄虹会 阿部歯雄虹会 科医院	医療法人社団医療法人社団 雄虹会	パーク歯科医院	ふじみ野腎クリニ ック
株式会社ヘルス アップ	株式会社 えがお 秩父市東町一〇	株式会社 ハロー 久喜市西大輪一九二四 コーポレーション 一五	田口 普	武本 昌代	松村 知典	藤田 幸司	阿部歯雄虹会	昌映会	医療法人社団 草加市遊馬町二一	医療法人 瑞友 会
一四	秩父市采女一〇二三八	久喜市西大輪一九二四 一五	蓮田市上一一五一二三	北本市北本一一五一 マツヤビル二F	久喜市伊坂四九九	川口市中青木五〇四一 一二一〇一	二	島忠ホームズ草加舎人 店二階	草加市遊馬町二一	ふじみ野市駒林元町三 一五一三
一日	平成二十七年七月 一日	平成二十七年七月 一日	平成二十七年七月 一日	平成二十七年六月 三十日	平成二十七年七月 一日	平成二十七年五月 一日	平成二十七年五月 十五日	平成二十七年五月 一日	平成二十七年五月 一日	平成二十七年七月 一日

アルファ薬局	株式会社	エクソ	入間市下藤沢八六七	平成二十七年六月一日
くじら薬局	株式会社	エクソ	所沢市南住吉二一	平成二十七年六月一日
藤沢薬局	株式会社	エクソ	所沢市南住吉二一	平成二十七年六月一日
さくら薬局	株式会社	パル・オネスト	ふじみ野市清見三一	平成二十七年六月一日
オリーブ薬局2号店	株式会社	エクソ	ふじみ野市上福岡一	平成二十七年六月一日
オリーブ薬局	株式会社	エクソ	ふじみ野市上福岡一	平成二十七年六月一日
ピュア薬局2号店	株式会社	ピュア ファーマシー	戸田市喜沢一	平成二十七年五月八日
さいとー薬局	株式会社	パル・オネスト	富士見市鶴馬二	平成二十七年六月一日
アイセイ薬局 新座店	株式会社	アイセイ イ薬局	新座市野火止五	平成二十七年七月一日
すみれ薬局	有限会社	イノセ	所沢市小手指町四	平成二十七年五月十九日
おあい糸訪問看護 ステーション	非特定 人	営利活動法 あおい糸	富士見市羽沢二	平成二十七年七月一日
ウエルシア介護 サービス訪問看護 ステーション白岡	ウエルシア 株式会社	介護サ 株式会社	白岡市小久喜一	平成二十七年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
細野 晃布		からだ元気治療院	東京都目黒区下目黒 三―七―三二二 ウイ ン目黒二〇四	平成二十七年六月 十五日
堀里 顕崇		ほのぼの鍼灸整骨 院	川口市石神一―八七	平成二十七年六月 九日
小川 元誓		アツピー治療院	上尾市二ツ宮九六四 一―	平成二十七年七月 一日
五十川 和哉		げんき堂整骨院 イオンモール川口 前川	川口市前川一―一― イオンモール川口 前川二F	平成二十七年六月 一日
古閑 龍一郎		こが接骨院	北本市本町六―二七 三 スカイコーポ一〇 二号	平成二十七年六月 一日
割田 憂貴		純心接骨院	東京都練馬区南大泉 五―一八―一六 F	平成二十七年六月 一日
余語 大亮		仁健接骨院	新座市片山三―一二 一四―一F	平成二十七年六月 一日
神谷 竜司		Smile & Youth 目整骨院	東京都墨田区本所一 ―四―一四 第二國 坂コーポ一階	平成二十七年六月 二日
田中 克明		あかつき鍼灸整骨 院	和光市新倉一―一一 一―二九―一〇二一	平成二十七年七月 一日
坏 悠真		あくつ接骨院	鴻巣市氷川町一―二― 九	平成二十七年七月 八日

齋藤 和太	奥富 勝美	高橋 直希	川田 実	山中嶋 美里	花尾 信一	岩立 壮弘	木村 みずき	渡邊 仁通	加藤 睦	木下 尚子
げんき堂整骨院 イオンタウン上里	狭山治療院	おおいずみ鍼灸整骨院・おおいずみ訪問リハビリ・マッサージ	アッピール治療院	アッピール治療院	アッピール治療院	治療室 リハネック		指圧治療院 わたなべ	アッピール治療院	まごころ治療院
児玉郡上里町大字平成一丁目 金久保字蓮山三五 九一イオンタウン上里一F	狭山市南入曾五〇七 一八	東京都練馬区東大平成一三五一四 一四一四	上尾市二ツ宮九六四 一	上尾市二ツ宮九六四 一	上尾市二ツ宮九六四 一	さいたま市中央区鈴谷二一七九四二 九日 ミオ浦和三〇七	北本市石戸宿四一 三四一 一八	大里郡寄居町大字用土一二二〇 一	上尾市二ツ宮九六四 一	所沢市狭山ヶ丘二平成一八 六 一六
平成二十七年七月	平成二十七年七月	平成二十七年六月	平成二十七年七月	平成二十七年七月	平成二十七年七月	平成二十七年六月	平成二十七年七月	平成二十七年八月	平成二十七年七月	平成二十七年七月

川口 陽	上田 恭平	福田 幸	山田 政輝
鍼灸院 元気堂小台どおり	上丸鍼灸	アツピー治療院	
町三―二三―二二 一	所沢市荒幡九五― 一〇二	上尾市二ツ宮九六 四―一	日高市高萩五八二 マンション高萩I 二〇五号
平成二十七年七月 一日	平成二十七年七月 二日	平成二十七年七月 一日	平成二十七年七月 一日

告示

埼玉県告示第八百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
ファーコス薬局 ふじみ野	名称	工藤調剤薬局 ふじみ野店	ファーコス薬局 ふじみ野
ウエルシア薬局 朝霞駅東口店	所在地	朝霞市根岸台五―五― 三	朝霞市根岸台五― 六一三七
フラワー薬局 草加氷川町店	名称	フラワー薬局 草加駅西口店	フラワー薬局 草加氷川町店
ウエルシア薬局 春日部緑町店	名称	グリーンシア・ミニ ストップサテライト春日 部緑町薬局	ウエルシア薬局 春日部緑町店
あねとす訪問看護 ステーション	所在地	深谷市上野台三三二三 ―二〇二	深谷市人見一九七 五
訪問看護ステーション 早稲田	所在地	三郷市早稲田三―六― 一五 ジュネスファミ ーユー〇二	三郷市早稲田七― 一―七

二 指定施術機関

成田 実加		浅子 佳奈		田中 克明		川合 寿		田所 薫	石関 武	氏名
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所所在地	変更事項
さいたま市大宮区大門町三一一九七 星野第二ビル1F	はっとりはり・きゆう接骨院（大門院）	さいたま市大宮区大門町三一一九七 星野第二ビル1F	はっとりはり・きゆう接骨院（大門院）	和光市丸山台一―九―二二―四〇五	あかつき治療院	川口市飯塚三―八―九	らくらく整骨院	草加市松原四―四―七D商店街	草加市吉町三―六―一七 サンハイム I 一〇一号	変更前
さいたま市西区指扇三七〇九―六	はっとりはり・きゆう接骨院（西大宮院）	さいたま市大宮区大成町一―三〇〇―二	はっとりはり・きゆう接骨院（大成院）	和光市新倉一―一―二九―一〇二	あかつき鍼灸整骨院	川口市川口四―二―四四	かわぐち整骨院	草加市松原二―四―二一―一〇三	草加市手代町一〇二三―七	変更後

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

氏名	所在地	辞退年月日
ませ歯科医院	草加市栄町三―二―十三 栄ビル二F	平成二十七年九月一日

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
すみれ薬局	所沢市小手指町四一―一八	平成二十七年五月十五日
逸見耳鼻咽喉科医 院	本庄市駅南二―二〇―三	平成二十六年十二月三十 一日
医療法人社団 徹 優会 リッツデン タルクリニック	所沢市小手指台二三―一 マミ ーマーケット所沢山口店二F	平成二十七年六月十五日
くじら薬局	所沢市南住吉二―一―三	平成二十七年五月三十一 日
まつおか眼科クリ ニック	朝霞市溝沼一〇五八	平成二十七年四月三十日
明倫堂薬局豊春	春日部市上蛭田四四二―二 上 蛭田ハイツ一F	平成二十七年七月一日
ピュア薬局2号店	戸田市喜沢一―二六―一 ユタ カビル一〇三号	平成二十七年五月六日
アルファ薬局	入間市下藤沢八六七―四	平成二十七年五月三十一 日
さくら薬局	ふじみ野市清見三―一―六	平成二十七年五月三十一 日
はらしまクリニック	秩父市別所四七五―七	平成二十七年四月三十日
オリーブ薬局 2 号店	ふじみ野市上福岡一―一四―四五	平成二十七年五月三十一 日

さいとー薬局	富士見市鶴馬二二二〇一三	平成二十七年五月三十一日
阿部歯科医院	羽生市東三二二二二二	平成二十七年五月十四日
パーク歯科医院	草加市遊馬町二一 島忠ホームズ二F	平成二十七年四月三十日
明倫堂薬局	北足立郡伊奈町大字小室七八九一三三	平成二十七年五月一日
オリーブ薬局	ふじみ野市上福岡一四一四八	平成二十七年五月三十一日
たなか内科・循環器科クリニック	草加市西町一〇二一 コンフォートT・K一階	平成二十七年四月三十日
中青木歯科医院	川口市中青木五二二二二〇一	平成二十七年四月三十日
阿部産婦人科医院	朝霞市根岸台六一三二一三	平成二十六年六月三十日
太田マタニティクリニック	狭山市上広瀬一五五一一	平成二十六年四月三十日
藤沢薬局	所沢市南住吉二一三五	平成二十七年五月三十一日
クローバー薬局 山店	東松山市松山二二一五一	平成二十七年五月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
永久 秀太郎		六号通り整骨院	東京都渋谷区幡ヶ谷二一三七 岡田ビル一F	平成二十七年七月一日

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

院 葉会 若葉病 ○九		医療法人 若 坂戸市戸宮六 葉会 医療法人 若	ター ア プラン セン 三 ー ニ シ テ イ 昌 美 会	西村ハートケ 上尾市宮本町 医療法人社団	ク ○五			秀人会 原田 五 ー 一 シ ヤ ン 秀 人 会	医療法人社団 坂戸市末広町 医療法人社団	かまくら薬局 三郷市鷹野四 株 式 会 社 ピ ー 五 一 四 ー 二 ー 一 ・ シ ー ・ エ ス		薬局 アポッ ク行田店 町二 ー 一 七 ー 本 ア ポ ッ ク	所在地	開設者名	名称
ン ハ ビ リ テ ー シ ョ		通所リハビリテ ーション	居宅介護支援	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問看 護	導	居宅療養管理指 導	訪問看護	介護予防居宅療 養管理指導	導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	導	サービスの種類	指定年月日
三月一日		平成二十七年 三月一日	平成二十七年 四月一日	平成二十七年 三月三十一日	平成二十七年 三月三十一日	平成二十七年 三月三十一日	平成二十七年 三月三十一日	平成二十七年 三月三十一日	平成二十七年 七月一日	平成二十七年 七月一日	平成二十七年 六月一日	平成二十七年 六月一日	平成二十七年 六月一日	平成二十七年 六月一日	平成二十七年 六月一日

薬局 アポック ク鴻巣店		薬局 アポック ク熊谷宮前店		薬局 アポック ク川口幸町店		アポック高麗 川駅前薬局		「我がま、荘」 ケアセンター		家族の家ひま わり上尾		フアーコス薬 局 ふじみ野	
鴻巣市市ノ縄 二八―四		熊谷市宮前町 一―一三九		川口市幸町一 ―七―一 川 口パークタワ ―一〇四		日高市高麗川 一―一―二七		熊谷市新堀九 ―六		上尾市富士見 一―六―二四		沢二―八―一 七	
株式会社 本アポック		株式会社 本アポック		株式会社 本アポック		株式会社 本アポック		株式会社 藤		株式会社 英堂商事		株式会社 フ	
日		日		日		日		紫		三		導	
居宅療養管理指 導		居宅療養管理指 導		居宅療養管理指 導		居宅療養管理指 導		居宅介護支援		特定施設入居者 生活介護		介護予防特定施 設入居者生活介 護	
平成二十七年 六月一日		平成二十七年 六月一日		平成二十七年 六月一日		平成二十七年 六月一日		平成二十五年 七月一日		平成二十七年 七月一日		平成二十七年 七月一日	

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

ケアマネジャー 事務所サ ーバント富士見		医療法人徳明 会 小室クリ ニツク		医療法人徳明 名称		医療法人徳明 会 小室クリ ニツク		医療法人 徳明	居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	訪問看護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問看 護	居宅介護支援
	所在地								居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	訪問看護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問看 護	
富士見市鶴馬 九八五―六		医療法人徳明 会 小室内科会 消化器科クリ ニツク		医療法人徳明 名称		医療法人徳明 会 小室内科会 消化器科クリ ニツク		医療法人 徳明	居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	訪問看護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問看 護	
富士見市勝瀬 七四三―一		医療法人徳明 会 小室クリ ニツク		医療法人 徳明		医療法人 徳明		医療法人 徳明	居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	訪問看護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問看 護	
									居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	訪問看護	介護予防訪問リ ハビリテーション	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問看 護	

					おじれん						
					所在地						
					秩父市下影森 一〇三五―一七						
					秩父市上影森 八一五						
福祉用具販売	特定介護予防 福祉用具貸与	介護予防福祉 用具貸与	特定福祉用具 販売	福祉用具貸与	福祉用具貸与	介護予防福祉 用具貸与	特定福祉用具 販売	福祉用具貸与	介護予防福祉 用具貸与	特定福祉用具 販売	福祉用具貸与

グリーンケア
秩父店

所在地

秩父市下影森
一〇三五―一七

秩父市上影森
八一五

福祉用具販売

特定介護予防
福祉用具貸与

介護予防福祉
用具貸与

特定福祉用具
販売

福祉用具貸与

福祉用具貸与

介護予防福祉
用具貸与

特定福祉用具
販売

福祉用具貸与

介護予防福祉
用具貸与

特定福祉用具
販売

福祉用具貸与

告 示

埼玉県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	居宅介護支援事業 所はまゆう
所在地	ふじみ野市上福岡 六―四―五
サービス種類	居宅介護支援
休止年月日	平成二十七年四月 三十日

告 示

埼玉県告示第九百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

		名称		さいとー薬局		所在地		富士見市鶴馬二ー 二〇ー三		サービスの種類		廃止年月日	
		木下の介護 川口		川口市八幡木一ー 一三ー一二									
		あねとすホームケア 診療所		五 深谷市人見一九七									
管理指導	介護予防居宅療養	訪問看護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテー ション	訪問看護	居宅介護支援	介護予防訪問看護	訪問介護	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防訪問リハ ビリテーション	介護予防訪問看護
三十日	平成二十七年六月	三十日	平成二十七年六月	三十日	平成二十七年六月	二十三日	平成二十七年五月	二十三日	平成二十七年五月	三十一日	平成二十七年五月	三十日	平成二十七年六月

GENKINEX T 蕨南町		川野医院		ゆくり															
F 蕨市南町三ー四ー 一四蕨アイリス一		鶴ヶ島市上広谷一 七ー一四		春日部市大倉二四 〇ー二一															
介護予防通所介護		通所介護		管理指導		介護予防居宅療養 管理指導		居宅療養管理指導		介護予防通所介護		介護予防訪問介護		居宅介護支援		通所介護		訪問介護	
三十日 平成二十七年六月		三十日 平成二十七年六月		一日 平成二十七年七月		一日 平成二十七年七月		一日 平成二十七年七月		三十一日 平成二十四年八月		三十一日 平成二十四年八月		三十一日 平成二十四年八月		三十一日 平成二十四年八月		三十一日 平成二十四年八月	

告示

埼玉県告示第九百二二号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十七年十月二十五日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

二 試験区分

イ 一般毒物劇物取扱者試験

ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験

ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 基礎化学

ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条の受験願書

ロ 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成二十七年八月二十四日（月）から同年九月四日（金）まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（大田平和島二郵便局私書箱三十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十七年十二月一日（火）及び二日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十七年十二月一日（火）午前十時から平成二十八年一月五日（火）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第九百三号

測量計画機関である宮代町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

宮代町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

宮代町全域

四 作業期間

平成二十七年六月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百四号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

数値地形図データ更新（地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十七年七月十三日から平成二十八年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第九百五号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

数値地形図データ更新（地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成二十七年七月六日から平成二十八年三月十五日まで

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

一 道路の種類 県道

二 路線名 日高川島線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
二番七〇地先まで	比企郡川島町大字北園部字安藤五三二番一地先から	区 間
一五・二〇〃 三五・四〇	七・〇〇〃 八・八〇	敷地の幅員 (メートル)
三〇四・八〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

<p>路 線 名</p>	<p>日高川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字北園部字安藤 五三二番一地先から 同郡同町大字吹塚字向田七三二 番七〇地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年七月三十一日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第四号におけ る道路区域の供用開始であ る。延長三〇四・八〇メー トル。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年四月八日

指令川建セ第二六〇一二七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年七月二十七日

川建セ第二七〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字山口九百九十八番三、九百九十八番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島千八百九十番地二

廣瀬 道明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十六年十二月二十二日

指令川建セ第二六〇〇八八〇号

二 検査済証番号

平成二十七年七月二十九日

川建セ第二七〇〇三二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字仮宿九十五番一、九十五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県朝霞市浜崎一丁目六番十一号

安岡 孝輝

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

一 許可番号

平成二十七年六月二十四日

熊建セ第〇八二六〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十七年七月二十九日

熊建セ第百十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字新里字中前山二千三百二十二番一、二千三百二十三番一、二千三百二十三番四、二千三百二十四番、二千三百二十五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡神川町大字植竹四百八十三番地一

ワイズパネル株式会社 代表取締役 中谷 嘉宏

告 示

埼玉県病院事業告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 工事概要等

(1) 工事名

15循環器・呼吸器病センター新館（仮称）建築工事

(2) 工事場所

埼玉県熊谷市板井1696

(3) 工事期間

契約確定の日から平成29年1月31日（火）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

呼吸器系疾患の高度・専門病院として、医療の高度化に対応するための機能強化を図るため、埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館（仮称）の整備を行うものである。

イ 規模及び構造

建築面積 約4,374.12㎡

鉄骨造、地上4階建て、延べ面積 約14,205.96㎡

ウ 工事内容

建築工事 一式、外構工事 一式

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（平成8年5月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。

総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（平成27年4月1日施行）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成26年10月1日施行。以下「低入札要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（平成26年5月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の行う電

子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成27年7月31日（金）から同年9月14日（月）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年8月20日（木）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年8月24日（月）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成27年8月27日（木）にそれぞれその旨を通知す

る。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成27年9月3日（木）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名及び説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成27年8月3日（月）午前9時から同年8月13日（木）午後3時まで（郵送の場合は、同年8月12日（水）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年8月18日（火）までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代

表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得たものはこの限りではない。

(2) 入札書の提出期間

平成27年9月9日（水）午前9時から同年9月11日（金）午後5時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)のとおりとする。

(4) 開札日時

平成27年9月14日（月）午前10時

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年9月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成24年度及び平成25年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,500点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成17年4月1日から本件入札の公告日までの間に、延べ面積7,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が7,000㎡以上のものに限る。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

イ その他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成17年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1回の契約金額が5千万円以上の建築工事を元請として完成させた実績を有すること。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、延べ面積5,000㎡以上の病院の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）において、全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5,000万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第132条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更正手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ 経常建設共同企業体でないこと。

ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、特定企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第134条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号 埼玉県病院局
経営管理課県立病院施設整備担当 電話048-830-5979(直通) ファクシミリ
048-830-4905

イ 依頼書提出期間

平成27年7月31日(金)午前9時から同年9月9日(水)午後5時まで

ウ 納付期限

平成27年9月11日(金)

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ 048-830-
4915

イ 提出期限

平成27年9月11日(金)午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記(4)ア(ウ)にあっては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(4)ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和

29年法律第195号) 第3条の金融機関をいう。以下同じ。) の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成27年9月11日(金)午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成27年10月30日(金)までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。ただし、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

なお、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

16 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(2)ウにあつては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県病院事業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

17 支払条件

(1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあつては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあつては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

18 現場説明会

開催しない。

19 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）

を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

キ 談合その他不正行為があつたと認められる入札

ク 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

- ケ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
 - コ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 入札者の押印のないもの
 - (イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの
 - (ウ) 押印された印影が明らかでないもの
 - (エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (ク) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの
 - サ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札
- (9) その他の注意事項
- ア 一度提出した入札書の手直し、引替え又は撤回は、することはできない。
 - イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

20 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無
無
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約後の技術提案
工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。
- (6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

21 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札
課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

22 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of a new annex for the Cardiovascular and Respiratory
Center

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents:

From 9 a.m. on Monday, August 3, 2015 until 5:00 p.m. on Thursday,
August 20, 2015

(3) Submission Period for Other Necessary Documents:

From 9 a.m. on Monday, August 3, 2015 until 5:00 p.m. on Monday, August
24, 2015

(4) Submission Period for Bids by the Electronic Bidding System or Regis-
tered Mail:

From 9 a.m. on Wednesday, September 9, 2015 until 5:00 p.m. on Friday,
September 11, 2015

(5) Date and Time of Bidding:

Monday, September 14, 2015 at 10:00 a.m.

(6) Location of Bidding and Contact Information:

Large-Scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

告 示

埼玉県立がんセンター病院長告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県立がんセンター病院長 坂本 裕彦

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

画像誘導手術支援システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年11月30日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地 埼玉県立がんセンター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく指名参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」に登録があり、かつA等級に格付けされた者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地
埼玉県立がんセンター 用度担当 山田・小海
電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129
 - (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
 - (3) 入札説明会
なし。
 - (4) 入札書の受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月10日（木）午前10時00分まで
 - イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月9日（水）午後5時00分まで（必着）
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
 - (5) 開札の場所及び日時
埼玉県立がんセンター 平成27年9月10日（木）午前10時15分
開札への立会いは不要とする。
- #### 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年8月26日（水）午後3時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Surgical Navigation System

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 10, 2015 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 9, 2015)

(3) Contact Infomation:

Supplies division , Secretariat , Saitama Prefecture Cancer Center,
komuro 780, Ina-machi, Kitaadachi-gun, Saitama-ken 362-0806 Japan,
Telephone: 048-722-1111

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 日時

平成二十七年八月六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十八年度当初教職員人事異動の方針について

ロ その他

告示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十七年八月一日から施行する。

平成二十六年埼玉県教委告示第二十二号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十七年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十七年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「五、五八五円」とあるのは「五、六一円」と、「六、〇六九円」とあるのは「六、一〇四円」と、「六、四七五円」とあるのは「六、五二四円」と、「六、六五四円」とあるのは「六、七〇八円」と、「五、八七八円」とあるのは「五、九二二円」と、「一三、〇〇五円」とあるのは「一三、〇四〇円」と、「二六、一九二円」とあるのは「二六、二八一円」と、「一八、六八〇円」とあるのは「一八、八三四円」と、「二一、四七二円」とあるのは「二一、七八四円」と、「二三、九八四円」とあるのは「二四、五三二円」と、「二五、一九一円」とあるのは「二五、三七六円」とする。

平成二十七年七月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円

七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円